

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	石橋 秀起 (いしばし ひでき)
○学位の種類	博士 (法学)
○授与番号	乙 第526号
○授与年月日	2014年9月5日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第2項 学位規則第4条第2項
○学位論文の題名	不法行為法における割合的責任の法理
○審査委員	(主査) 吉村 良一 (立命館大学大学院法務研究科教授) 谷本 圭子 (立命館大学法学部教授) 安達 光治 (立命館大学法学部教授)

<論文の内容の要旨>

1 本論文の概要

不法行為以外の原因が競合して損害が発生ないし拡大した場合、不法行為者にどのような責任を負わせるべきかが問題となることが多い。また、そもそも不法行為がなければ損害の全部または一部が発生しなかったのかどうか明らかでない場合も少なくない。裁判実務では、これらの場合、しばしば責任を割合的に判断するということが行われている。本論文は、このような「割合的責任」が問題となる様々なケースにおいて、どのような理論的枠組みによって「割合的」処理が行われているのか、また、そのような処理は不法行為法理においていかに正当化されるのか(あるいは、されないのか)を多面的かつ総合的に検討し、「統一的な損害分配ルール」を構築しようとするものである。

2 本論文の構成(本論文は、以下の章から構成されている)

第Ⅰ部 割合的責任の基礎理論

第1章 公平による割合的減責の妥当性

第2章 ドイツにおける割合的責任論の今日の展開

第Ⅱ部 割合的責任の判断構造

第1章 医療過誤における割合的責任

第2章 営造物・工作物責任における自然力競合による割合的減責

第3章 公害・環境訴訟における割合的責任

第4章 交通事故における素因減責

第5章 交通事故と医療過誤の競合

第6章 被害者の自殺

終章

なお、本論文は、2014年5月に、立命館大学法学叢書第18号として、法律文化社から公刊されている。

3 本論文の内容

本論文は、まず第I部で「完全賠償原則」に立つドイツ法において、この問題がどのように扱われてきたか、また、今日、「割合的責任」を正当化するためにどのような理論が展開されているかを分析している。その上で、第II部では、日本の裁判実務において「割合的責任」が問題となる6つの事例群を取り上げ、そこにおいて、裁判実務が行っている責任の割合的判断がどのような理論枠組みにおいて正当化しうるか（しえないか）を検討している。扱われている事例群は、医療過誤、（土地工作物責任や営造物責任における）自然力の競合、公害・環境訴訟、（交通事故における）素因減責、交通事故と医療過誤の競合、被害者の自殺の6つである。

これらの分析の最後に本論文は、以下のようなまとめを行っている。まず、原因競合における割合的責任を考えるにあたっては、義務違反を起点とする因果関係（違法性連関）が妥当するケースと、行為を起点とする因果関係が妥当するケースを区別する必要がある。前者においては、「可能性」の保護をどのように正当化するかが問題となるのに対し、後者では、実体法の枠内で割合的解決を基礎づけることができるかどうか自体が問題となる。そして、後者において割合的解決を実体法上基礎づけるのは、危険性関連の強度に基づく割合的解決と「被害者側の択一性」による割合的責任の正当化である。その結果、本論文が析出した「割合的責任の法理」は、違法性連関の存否不明の場合の割合的責任、「被害者側の択一性」による割合的責任、危険性関連の強度に基づく割合的責任の3つということになる。ただし、本論文は、これ以外の割合的責任の法理の存在可能性については慎重な留保を置いている。それは、6つの類型以外の事例における割合的解決が存在しうること、そして何よりも重要なのは、事実的因果関係存否不明を理由として割合的判断を行う事例において、わが国の不法行為法理論が公平による割合的減責を許容していることをどう見るかという点が残っているからである。しかし、

このような留保はあるものの、本論文のように、割合的責任の法理論的位置づけを明らかにすることにより、何をもちて公平と見るかといった議論ではなく、いかなる要件で、どのようなかたちで「減責による調整」を行うのが妥当なのかについて、反論可能性を持った実定法的枠組みのもとでの議論が可能となるのではないか。今後は、これらの枠組みのもとで行われる個々の事案における具体的な衡量により、割合的解決を適正に導くことが期待される。以上が、本論文の結論である。

<論文審査の結果の要旨>

わが国において、損害の発生や拡大に不法行為以外の原因が競合していると思われる事例において、そのことを理由に責任を否定するのではなく、しかし全損害に対する責任を認めるのでもなく、責任を割合的に認容する裁判例が多数存在する。責任をオールオアナッシングにではなく割合的に判断するという思考は、実務家のバランス感覚としてはある意味で常識的なものである。しかし、なぜ割合的責任となるのか、その割合はいかにして決まるのか。これらの点について、学説は、各個別ケースについて様々に論じてきた。しかし、これら個別ケースを越えて、より一般的に割合的責任を論ずる議論は、なお、十分に展開されているとは言えず、結局のところ、論者の「公平」観に結論が左右されるような状況が存在する。申請者は、このような公平をめぐる「神々の争い」とも言うべき議論、あるいは「実務家の卓抜した判断にゆだねる」という議論を良しとせず、割合的責任論を理論的に秩序づけ、そのことにより、議論を「反論可能性」を有するものすることを目指している。すなわち、本論文は、これらの個別的なケースにおける割合的責任の当否それ自体を論ずるものではなく、割合的責任を論じるとすればそれはどのような理論的枠組みにおいてであるのか、そして、そのような理論的枠組みは損害賠償法の理論においていかに位置づけられるのか（あるいは位置づけられないのか）を検討するものである。本論文の独自の価値の第一は、このような問題設定の斬新さにある。

本論文は、その第Ⅰ部においてドイツ法を検討の俎上にのせている。ドイツ法は、いわゆる完全賠償原則という割合的責任とは相容れないと思われる原則を採用しているが、医療事故や大規模損害といった現代的事故に対応するために割合的責任とそれを根拠づける議論が様々に展開されている。本論文は、それらの詳細かつ緻密な紹介・検討の後に、ハンス・シュトルらの「危険増大論」がわが国における割合的責任論にとって示唆を与えるものとの結論に至っている。「危険増大論」とは、義務違反と結果（法益侵害）との因

果関係につき、その存否の判断がしばしば困難になることを理由に、法益の危殆化段階で帰責を肯定するという考え方である。そして、この危殆化の程度に応じて責任を割合的に肯定することができるというわけである。ただし、この考え方は、義務違反と法益侵害の回避可能性の関連（違法性連関）が認められれば、その程度に応じた責任が肯定されうるという考え方であるため、医師に義務違反がなければ被害は発生しなかったであろうことが高度の蓋然性をもって証明できない場合のように、義務違反と起点とした因果関係の存否不明の場合にのみ適用可能な理論であり、行為それ自体を起点とする因果関係の存否が不明の場合には機能し得ない。本論文は、このように、「危険増大論」（違法性連関の程度による割合的責任）に着目し、特に、ドイツ法のような「権利侵害」を必須の要件としない日本法においては、その活用可能性は（ドイツ以上に）高いと評価するが、同時に、大規模損害のように被害者と加害者の双方において複数の当事者が存在し、加害行為以外にも損害発生の原因が考えられる場合には、「危険増大論」では対処することはできず、その場合は、「被害者側の択一性」という視点が有用であることをも指摘している。「被害者側の択一性」とは、加害行為による被害者とそれ以外の原因による被害者がいる場合において、「危険の平等性」を共有するすべての被害者に対し、可能性に応じた賠償請求権を割り当てるというものである。この問題に関する包括的かつ緻密なドイツ法研究であり、わが国の学界に寄与するところ大であるが、加えて、そこから、日本における割合的責任論を、学位申請者の前述のような問題意識と検討視角から検討する上で有益と思われる視座の獲得にも成功した、すぐれた研究である。

本論文の第Ⅱ部は、日本の裁判例の分析を行うものであるが、その意図は、あくまで、申請者の前述した課題・検討視座に基づいて、各事例における割合的判断を根拠づける理論的枠組みは何か、そして、そのような理論的枠組みは割合的責任を根拠づけるのに成功しているのかどうかを検討されている。その結果、日本の6つの事例群において割合的責任を根拠づける理論的枠組みとしては、①義務違反を起点とする因果関係（違法性連関）が問題となっているケースにおける、結果回避可能性の程度を考慮した割合的責任判断、②行為を起点とする因果関係が妥当するケースにおける、危険性関連の強度に基づく割合的解決、③同じく、行為を起点とする因果関係が妥当するケースにおける、「被害者側の択一性」による割合的責任の正当化の3つが示されている。ただし、本論文は、これ以外に割合的責任を根拠づける理論的枠組みが存在し得ないと主張しているわけではない。それはまず第一に、これら6つの事例群が必ずしも割合的責任論ずることが求められている全ての事例を網羅しているものではなく、したがって、他の事例で他の理論的

枠組みが妥当する可能性が否定しきれないからである。第二に重要な点は、本論文が、行為を起点とする因果関係が妥当するケースの中で、「事實的」因果関係の存否不明の場合に、正面から公平による割合的減責を行う実務やそれを支持する学説があることを指摘し、そのような場合に、(証明責任の原則との棲み分けをどう行うかといった問題を含めて)割合的判断をどう考えるべきかについて、なお、評価を留保していることである。

このような限界や留保はあるものの、裁判例の緻密な分析の中から、また、第I部におけるドイツ法研究の成果も生かしつつ、原因競合のために因果関係が問題となる場合を、義務違反を起点とする因果関係(違法性連関)が問題となっているケースと、行為を起点とする因果関係が妥当するケースに分け、それぞれにおける割合的判断を根拠づけうる理論的枠組みを示した研究であり、従来、個別具体的に、しかも、被害者救済や損害の公平分担といった抽象的な理念に基づいて行われてきた割合的責任をめぐる議論を整理し、今後の議論の方向性を示す研究として高く評価できる。

もちろん、残された課題もある。その第一は、割合的判断を根拠づけうる理論的枠組みは、本論文が析出した3つのものに限るのかどうかである。特に、「事實的」因果関係の存否不明の場合に正面から公平による割合的減責を行う実務やそれを指示する学説をどう考えるのか。また、責任要件の希薄化と関連づけて正面から公平に基づく割合的判断を行うべしとする寄与度減責説について、本論文は、その評価を留保しているが、このような割合的責任論はどのように理論的に正当化できるのか。もしこれを許容するとすれば、本論文が追及した既存の賠償法の理論的枠組みとの関連で割合的判断を行う場合に、それと独自の分野で正面から公平判断を行う割合的責任論とはどのように総合的に理解できるのか。さらに、第二に、この論文が示した整理を踏まえて、個別の領域でいかなる場合に割合的責任が妥当すると考えるのか、また、そこではどのような要素をどのように考慮して割合的判断を行うのが問題となる。本論文は、このような点には踏み込んでいない。むしろ、そのような議論に終始してきたこれまでの議論を整理し、公平をめぐる価値判断論争(「神々の争い」)を抜け出すことが必要であるという点が申請者の課題設定であり、そのような視角からドイツと日本の議論を分析し、割合的判断を根拠づけうる理論的枠組みの少なくとも一端を示したことに、本論文の意義があるのだが、法理論の一つの、しかし、重要な役割が、個別の紛争の解決に適切妥当なルールを提示することにあるとすれば、「個々の事案においてどのような解決を導く」べきかを、本論文が析出した「枠組みのもとで行われる具体的な衡量によって明らかに」するという課題に取り組むべきではなかろうか。

本審査委員会は、以上のような本論文の意義と残された課題を確認した上で、本論文が博士学位を授与するに相応しい優れた研究であることを、全員一致で確認した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本学位申請論文の公聴会は、2014年7月11日(金)午後4時から6時まで、至徳館3階会議室において開催された。公聴会では、申請者から論文の概要に関する報告がなされ、その後、活発な質疑が行われたが、申請者からは、本論文で示された知見に基づき的確な応答がなされ、本論文の意義があらためて確認されるとともに、申請者の優れた研究能力が示された。

本学位申請は、本学学位規程第18条第2項に基づいて行われたものだが、学位申請者は本学法学部教授として、学部及び大学院にて民法等を講義している。また、本論文に加え申請者の他の業績や学会での評価、さらには上記の公聴会における質疑に対する適確な応答により、十分な専門知識を有すること、本論文第I部のドイツ法研究における外国語文献の読解において十分な外国語能力を有することが確認された。従って、本学学位規程第25条第1項により、これに関わる試験を免除した。

以上のしだいで、審査委員会は全員一致で、本学学位規定第18条第2項に基づいて、本学位申請者に対し、「博士(法学 立命館大学)」の学位を授与することが適当と判断した。